

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 7
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 9
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 10

◇ 公 告

- 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】 11
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 12

北九州市告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので法第51条第1号及び児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションおおぼこ 北九州市戸畑区初音町14番20-902号 ジェントル戸畑駅南	株式会社THK戸畑訪問介護 北九州市戸畑区初音町14番20-902号 ジェントル戸畑駅南 代表取締役 大平美代	身体障害者、知的障害者及び精神障害者	4016400527
訪問介護 a n n 北九州市八幡西区鉄王一丁目7番14号	合同会社エターナル 北九州市八幡西区陣原三丁目24番11-208号 代表社員 坂本恵子	身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者	4016701643

(2) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所（単独型））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
らいと 北九州市戸畑区新川町2番20号	有限会社お助けマン 北九州市戸畑区丸町二丁目5番10号 取締役 佐田 剛	身体障害者及び障害児	4016400519

(3) 指定障害福祉サービス事業者（共生型生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
きたふくデイサービスセンター「自悠茶論」皿倉 北九州市八幡東区 神山町4番3号	北九州福祉サービス株式会社 北九州市小倉北区馬借一丁目3番21号きたふくビル 代表取締役 田中和仁	身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害）、知的障害者及び精神障害者	4016600530
きたふくデイサービスセンター「自悠茶論」志徳 北九州市小倉南区 徳力四丁目8番18号	北九州福祉サービス株式会社 北九州市小倉北区馬借一丁目3番21号きたふくビル 代表取締役 田中和仁	身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害）、知的障害者及び精神障害者	4017701857
きたふくデイサービスセンター「自悠茶論」大里 北九州市門司区大里東二丁目15番4号	北九州福祉サービス株式会社 北九州市小倉北区馬借一丁目3番21号きたふくビル 代表取締役 田中和仁	身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害）、知的障害者及び精神障害者	4017600695

きたふくデイサービスセンター「自悠茶論」幸神 北九州市八幡西区 幸神二丁目6番2 2号	北九州福祉サービス株式会社 北九州市小倉北区馬借一 丁目3番21号きたふく ビル 代表取締役 田中和仁	身体障害 者（肢体 不自由、 視覚障害 、聴覚・ 言語障害 ）、知的 障害者及 び精神障 害者	4016701627
きたふく小規模多 機能ホーム「自悠 の庵」幸神 北九州市八幡西区 幸神二丁目6番5 号	北九州福祉サービス株式 会社 北九州市小倉北区馬借一 丁目3番21号きたふく ビル 代表取締役 田中和仁	身体障害 者（肢体 不自由、 視覚障害 、聴覚・ 言語障害 ）、知的 障害者及 び精神障 害者	4016701635

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
フロイデカムラッ ク小倉 北九州市小倉北区 浅野一丁目2番3 9号クルーズ浅野 ビル302、50 2、602号	株式会社フロイデカムラ ック 北九州市小倉北区浅野三 丁目8番1号 代表取締役 賀村 研	身体障害 者（肢体 不自由、 聴覚・言 語障害、 内部障害 ）、精神 障害者及 び難病等 対象者	4017801566

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
フロイデカムラック小倉 北九州市小倉北区 浅野一丁目2番3 9号クルーズ浅野 ビル302、50 2、602号	株式会社フロイデカムラック 北九州市小倉北区浅野三 丁目8番1号 代表取締役 賀村 研	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語障害、内部障害）、精神障害者及び難病等対象者	4017801566

(6) 指定障害福祉サービス事業者（就労定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
就労定着支援事業所 ニット 北九州市八幡西区 熊手二丁目4番2 5号かまやビル3 階	特定非営利活動法人ねぎぼうずの里 北九州市小倉北区足立二 丁目10番6号1階 理事長 溝野ゆかり	知的障害者及び精神障害者	4016701650

(7) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ミライホーム北九州 北九州市小倉北区 馬借三丁目9番1 1-401号	株式会社MIRAI 東京都江戸川区西小岩一 丁目27番20号 代表取締役 大住智也	知的障害者及び精神障害者	4027800145

(8) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
児童発達支援 わいわいKids 北九州市若松区東二島五丁目2番19-101号	株式会社芳野ケアサポート 北九州市若松区浜町一丁目3番1号 代表取締役 森藤達雄	重症心身障害児以外	4056501648

(9) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
放課後等デイサービス わいわいKids 北九州市若松区東二島五丁目2番19-101号	株式会社芳野ケアサポート 北九州市若松区浜町一丁目3番1号 代表取締役 森藤達雄	重症心身障害児以外	4056501648

2 指定年月日

令和元年9月1日

北九州市告示第 2 1 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第 5 1 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和元年 1 0 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション りんご 北九州市八幡西区陣原五丁目 2 番 1 1 号	有限会社美音ライフサポート 北九州市八幡西区陣原五丁目 2 番 1 1 号 取締役 田鍋美音子	身体障害者	4016700652
ヘルパーセンター きらめきの郷 北九州市門司区田野浦三丁目 9 番 1 号	株式会社きらめきの郷 北九州市門司区田野浦一丁目 2 1 番 1 1 号 代表取締役 徳光信幸	特定無し	4017600430

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション りんご 北九州市八幡西区陣原五丁目 2 番 1 1 号	有限会社美音ライフサポート 北九州市八幡西区陣原五丁目 2 番 1 1 号 取締役 田鍋美音子	身体障害者	4016700652
ヘルパーセンター きらめきの郷 北九州市門司区田野浦三丁目 9 番 1 号	株式会社きらめきの郷 北九州市門司区田野浦一丁目 2 1 番 1 1 号	特定無し	4017600430

野浦三丁目9番1号	代表取締役 徳光信幸		
-----------	------------	--	--

2 事業廃止年月日
令和元年8月31日

北九州市告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月8日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ストレスケアクリニック小倉	北九州市小倉北区京町一丁目2番24号小倉新興ビル3階301号室	令和元年10月1日

北九州市告示第 220 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

令和元年 10 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上曾根自治会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に寄与すること。

3 区域

北九州市小倉南区上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目 5 番、6 番、7 番 10 号から 26 号まで及び 8 番から 11 番まで、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町 1 番から 13 番まで、中曾根五丁目 3 番 25 号から 27 号まで、4 番、5 番及び 11 番、東貫三丁目 12 番から 19 番まで並びに新田北二丁目 1 番から 3 番まで

4 主たる事務所

北九州市小倉南区上曾根二丁目 1 番 22 号

5 代表者の氏名

潮田長一郎

6 代表者の住所

北九州市小倉南区上曾根二丁目 1 番 22 号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならないこととする。

10 認可年月日

令和元年 10 月 8 日

北九州市公告第 389 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により北九州市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、変更後の農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年 10 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間

令和元年 10 月 8 日から同年 11 月 7 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和元年 10 月 22 日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

3 意見書の提出について

北九州市に住所を有する者は、上記縦覧期間満了の日までに変更後の農業振興地域整備計画案について、北九州市に意見書を提出することができる。

4 異議の申出について

農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者には、変更後の農用地利用計画案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に北九州市にこれを申し出ることができる。

北九州市公告第 3 9 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 1 0 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1, 1 9 0 万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和元年 9 月 1 9 日
- 4 落札者の名称及び住所
プラテック株式会社
福岡市博多区金の隈三丁目 6 番 2 2 号
- 5 落札金額
4, 6 5 6 万 9, 6 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和元年 8 月 1 9 日
- 8 落札方式
最低価格による。